

株取引

投資信託の取引

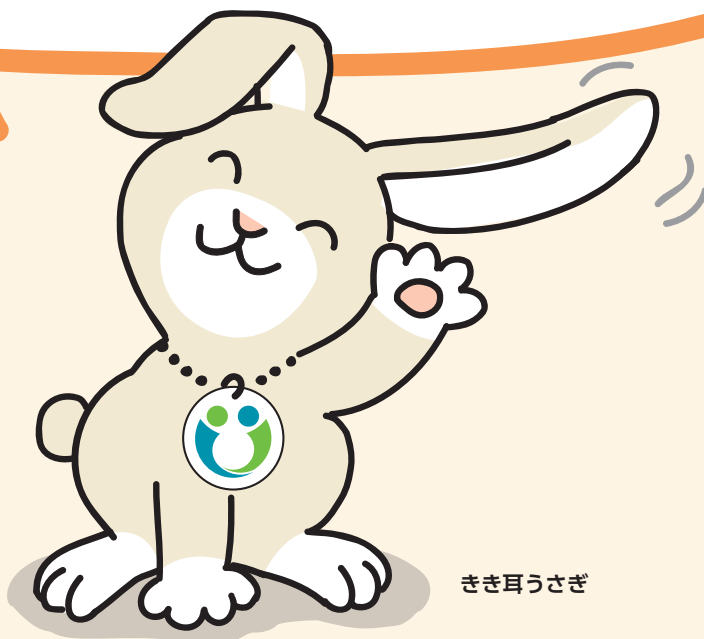
FX取引

など

証券・金融商品トラブルでお困りの方は…

紛争解決機関 **フィンマック**

に、ご相談ください!!



きき耳うさぎ

フィンマック(証券・金融商品あっせん相談センター)は、
株式や投資信託、FXなどの証券・金融商品取引に関するご相談・苦情を受け付け、
公正・中立な立場でトラブルの解決を図るところです。

ご相談は
お気軽に!



フリーダイヤル

0120-64-5005

受付:月~金 9:00~17:00 ※祝日(振替休日を含む)および年末年始(12/31~1/3)を除く
※発信者番号が非通知設定の場合、電話が繋がらない場合があります。

詳しくはホームページへ <https://www.finmac.or.jp/>

FINMAC 検索



ADR FINMAC
特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

指定金融ADR機関

(金融庁)



かいけつサポート

投資紛争解決サービス

(法務省)

どんな相談にのってくれるの？



株式・投資信託・FX取引など証券・金融商品に関するさまざまなご相談・苦情を受け付けています。

公正・中立な立場の相談員や弁護士が担当するので安心です。

※当センター対象の金融商品取引業者等に限りです。

フィンマックの業務内容は？



相談

お受けした相談内容について、証券・金融商品の取引に詳しい専門の相談員が、お電話で助言(アドバイス)を行います(相談は無料)。



苦情

苦情の内容を相談員が事業者に伝え、調査を依頼します。

その後、お客様に調査・回答結果を報告します(苦情受付は無料)。



あっせん

苦情でトラブルが解決しない場合、お客様からの申立てにより、

あっせん手続を行います(所定の料金をお支払いいただきます)。

あっせん手続とは？



あっせん手続とは、裁判以外の方法でトラブルを解決する方法のひとつで、公正・中立なあっせん委員(弁護士)がお客様と事業者双方から事情をお聴きしたうえで、話し合いにより、双方が納得いく解決を目指す方法です。

なお、裁判は、原則として公開で行われますが、あっせん手続は非公開です。法令の規定に基づく場合等を除き、第三者へ開示または公表することはありません。



あっせん手続は、原則としてお住まいのある都道府県庁所在地で行います。

話し合いは、通常1~3回行います。話し合いの結果、お客様と事業者の双方が和解案に納得できた場合はあっせん手続が成立(和解)します。

※和解案に納得できない場合は、あっせん手続が打ち切り(不調)となります。

また、あっせん委員が解決の見込がないと判断した場合もあっせん手続が打ち切りとなります。



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

東京事務所

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

大阪事務所

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

ご相談はお気軽に、お電話でどうぞ！

フリーダイヤル

0120-64-5005

受付:月~金 9:00~17:00

※祝日(振替休日を含む)および年末年始(12/31~1/3)を除く